

後期高齢者医療制度特集号

1 後期高齢者医療制度の運営は

少子高齢化が進んでいる中、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられるために、平成20年4月からこの制度がスタートしました。長崎県内の市町で構成する長崎県後期高齢者医療広域連合（以下、“広域連合”という。）が保険者として運営にあたり、保険料の決定、医療費の支給などを行います。一方、長崎市は、被保険者資格の取得・喪失や医療給付等の受付事務及び保険料の徴収などを行います。

2 対象者(被保険者)は

- 75歳以上のかた
※75歳になるかたは75歳の誕生日当日から被保険者となります。手続きの必要はありません。
- 65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり広域連合の認定を受けたかた（加入希望者のみ）
※対象となるかた… 身体障害者手帳（1級～3級、4級の一部）、療育手帳（A1、A2）、又は、精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）の所持者、若しくは国民年金の障害年金（1級、2級）の受給者

3 保険証(後期高齢者医療被保険者証)は

被保険者の一人ひとりに保険証を1枚交付します。
医療機関にかかるときは必ず窓口で提示してください。

平成27年度の
保険証の色は青色です。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	平成28年 7月31日
被保険者番号	12345678
住所	長崎市栄町4番9号
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 9年 1月 1日
資格取得年月日	平成21年 1月 1日
発効期日	平成21年 1月 1日
交付年月日	平成27年 8月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号	39420005
保険者名	長崎県後期高齢者医療広域連合

有効期限です
被保険者番号です
窓口で支払う負担割合です

■ 保険証の切り替えについて

毎年8月に保険証の切り替えを行います。
(現在の保険証の有効期限は平成27年7月31日までとなっています。)

平成27年度の新しい保険証は郵送にて7月下旬に交付します。

なお、有効期限が切れた保険証は破棄していただくか、後期高齢者医療室または行政センター・支所・地区事務所にお返しく下さい。

※新たに75歳(被保険者)になるかたには、誕生日の前月末までに保険証を郵送にて交付します。

4 医療を受けるときの自己負担は

(ア) 自己負担割合

医療機関にかかったときに病院などの窓口で支払う額の負担割合です。毎年8月に同じ世帯内の全被保険者の前年の所得に対する「住民税の課税標準額」に応じて、この負担割合を見直します。

一般のかた	現役並み所得者 (課税標準額が145万円以上あるかた) ※
1 割	3 割

※同じ世帯内の全被保険者のうち、住民税の課税標準額が145万円以上のかたが1人でもいる場合、「現役並み所得者」の3割として判定されます。

ただし、3割と判定されても、収入が法令で定める下記の基準に該当する場合、「基準収入額適用申請書」を申請することにより、負担割合の再判定を行います。

■ 収入による再判定基準 (自己負担割合が1割に戻る基準)

- ① 世帯内に被保険者が1人の場合は収入が383万円未満。2人以上の場合、合計520万円未満の場合。
- ② 世帯内に被保険者が1人で収入が383万円以上のかたで、かつ、同じ世帯内の70歳～74歳のかた全員の収入を合わせると520万円未満となる場合。

⇒ ①か②に該当する場合は、原則申請をした月の翌月から自己負担割合が1割となります。

(イ) 医療費が高額になったとき

医療費の自己負担額が高額になった場合には、一定の限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。限度額は下表のとおりです。一度申請すると、次回から自動的に診療月の約3カ月後に登録した口座へ振込まれます。

また、医療費が高額となった世帯内に後期高齢者医療被保険者である介護保険被保険者がいる場合、医療保険と介護保険の年間の自己負担額を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が支給されます。(高額介護合算療養費という。)

「自己負担限度額 (保険適用の医療分)」

区分	高額医療自己負担限度額		高額医療・介護合算制度 における自己負担限度額
	外来(個人ごと) 月額	外来+入院(世帯単位) 月額	年額(8月～翌年7月)
① 現役並み所得者	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% ※(44,400円)	67万円
② 一般のかた	12,000円	44,400円	56万円
③ 住民税非課税の世帯に属する かた(低所得Ⅱ)(④以外)	8,000円	24,600円	31万円
④ ③のうち年金受給額80万円以下 等のかた(低所得Ⅰ(老福))		15,000円	19万円

※ () 内の金額は、過去12カ月以内に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の限度額。

◎75歳になり、この医療制度に加入した月は、被保険者の自己負担限度額が、それまで加入していた医療保険制度と後期高齢者医療制度それぞれの自己負担限度額の2分の1となります。(月の初日に75歳になられたかたは除きます。)

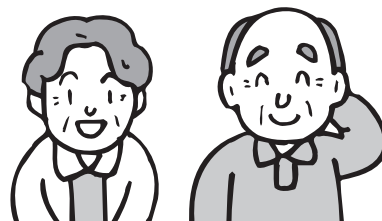
(ウ) 限度額適用・標準負担額減額認定証について

世帯の全員が住民税非課税の場合、申請することにより「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

受診(外来・入院)時に医療機関に**認定証**を提示すると…

窓口での支払いが2頁の表「自己負担限度額(保険適用の医療分)」の自己負担限度額までになり、**入院したときの食事代も**下表の標準負担額が自己負担となります。

また、療養病床に入院したときは、食費(1食あたり)と居住費(1日あたり)の標準負担額が自己負担となります。



※軽減を受けるためには、**受診される前に**「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受ける必要があります。

※現在すでに交付を受け、8月の更新時に**次年度も引き続き交付対象となっているかた**には、保険証と同時に認定証を郵送により交付します。(申請の必要はありません。)

「入院時食事代の標準負担額」(食費:1食あたり、居住費:1日あたり)

区 分	一 般 病 床	療 養 病 床
① 現役並み所得者	食 費 2 6 0 円	食 費 4 6 0 円 ※1 居住費 3 2 0 円
② 一般のかた		
③ 住民税非課税世帯に属するかた (④⑤以外)(低所得Ⅱ)	食 費 2 1 0 円 (入院90日まで) 1 6 0 円 (入院90日超) ※2	食 費 2 1 0 円 居住費 3 2 0 円
④ ③のうち年金受給額80万円以下 等のかた (⑤以外)(低所得Ⅰ)	食 費 1 0 0 円	食 費 1 3 0 円 居住費 3 2 0 円
⑤ ③のうち老齢福祉年金を受給し ているかた (低所得Ⅰ(老福))		食 費 1 0 0 円 居住費 0 円

※1) 一部医療機関では420円の場合もあります。

※2) 低所得Ⅱ(区分Ⅱ)の認定証をお持ちのかたで、その交付を受けている期間に入院日数が90日を超えた場合、別途申請により**申請日から**更に食事代が減額されます。

(エ) 特定疾病療養受療証について

高度な治療を長期間継続して受ける必要がある厚生労働大臣が指定する特定疾病(※3)の場合、「特定疾病療養受療証」を医療機関の窓口に提示することで特定疾病に対する毎月の**自己負担額が10,000円まで**となります。該当されるかたは申請してください。

(※3) 先天性血液凝固因子障害(血友病)の一部・人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症

5 保険料は

被保険者一人ひとりにかかります。平成27年度の保険料の決定通知及び納入通知書については7月中旬に郵送します。

$$\text{保険料} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

(年額 ※ 最高57万円) 46,800円 (前年の総所得-33万円) × 8.80%

- 均等割額は、全ての被保険者にかかります。
- 所得割額は、被保険者の所得に応じてかかります。
- 被爆者健康手帳をお持ちのかたも、保険料はかかります。
- 年度途中で被保険者となった場合、その月から月割りで算定します。



6 所得の少ないかたなどの保険料軽減(平成27年度の場合)は

所得の少ないかたなどは、次のような場合に保険料が軽減されます。

■ 均等割額(46,800円)の軽減

同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の合計所得金額	軽減割合	軽減後の額
33万円以下の場合	8.5割	7,000円
うち被保険者全員が年金収入のみで、かつ80万円以下の世帯	9割	4,600円
33万円+(26万円×被保険者数)以下の場合	5割	23,400円
33万円+(47万円×被保険者数)以下の場合	2割	37,400円

■ 所得割額の軽減

所得が91万円(年金収入の場合211万円)以下のかた	所得割額が5割軽減
----------------------------	-----------

■ 被扶養者であったかたの軽減

この制度に加入する前日まで会社などの健康保険(国民健康保険は除く)の被扶養者だったかたは、保険料の所得割額の負担はなく均等割額が9割減額され、年間保険料が4,600円となります。

※ 均等割額の軽減を受けられるか否かを判定する所得は、所得割額を計算するときの所得と次の点が異なります。

- ・ 65歳以上(昭和25年1月1日以前生まれ)の年金受給者は、年金所得から15万円が控除されます。
- ・ 土地・家屋等の譲渡所得は、特別控除前の金額で計算されます。
- ・ 事業所得は、専従者控除(専従者給与)を差し引く前の金額で計算されます。

※ 世帯主または被保険者で次の①～③に該当するかたは、毎年、「後期高齢者医療簡易申告書」を提出し、申告してください。申告がない場合は、上記の保険料軽減を受けられない場合がありますのでご注意ください。

- ① 確定申告または住民税を申告していないかた
- ② 控除対象配偶者や被扶養者のかた
- ③ 非課税となる収入(遺族年金・障害年金・被爆者健康管理手当など)のみを受給しているかた

7 保険料の納め方は

原則として年金からの天引きとなります。

ただし、年度途中で被保険者となったかたは、一定期間、年金からの天引きにはなりません。

■ 年金から天引きされるかた（「特別徴収」といいます。）

- ・ **対象者**：介護保険料が天引きされている年金の年額が18万円以上のかたで、介護保険料と当保険料額の合計額が年金受給額の2分の1を超えないかた。
- ・ **納め方**：年6回の年金支給の際、受給額から天引きします。

仮 徴 収			本 徴 収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
●前年の所得が確定していないため仮に算定された額を徴収します。 (前々年の所得で算定) また、前年度から引き続き特別徴収のかたは前年度2月の保険料額と同額を仮徴収させていただきます。			●確定した年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を3回で徴収します。 (前年の所得で算定)		

<口座振替によるお支払いに切り替えることができます>

保険料を「特別徴収」によりお支払いいただいているかたは、申出により「口座振替」によるお支払いに変更できます。

- ・ 保険料総額は、特別徴収・口座振替いずれのお支払い方法でも変わりません。
- ・ 口座振替によるお支払いに変更した場合、**口座振替名義人のかたが所得税や住民税の申告の際に社会保険料控除を受けられます。**

※ **ご希望のかたは金融機関への口座振替を申込のうえ、別途、市役所への申出書の提出が必要です。(申出書の提出がないと特別徴収が優先されます。)**

■ 納付書で納めるかた（「普通徴収」といいます。）

- ・ **対象者**：①特別徴収の対象とならなかったかた。
②年度途中で被保険者となったかた。
- ・ **納め方**：7月から翌年3月まで9期に分けて納めることとなります。

※特別徴収のかたでも、所得の変更などにより保険料額が変更となったときは、年度途中から普通徴収へ変更となる場合があります。

※国民健康保険に加入されていたかたは、国保税は75歳到達月の前月までの課税となつていしますので、**重複して保険料を納めていただくということはありません。**

※国民健康保険税を口座振替にされていたかたも、**制度加入後、後期高齢者医療保険料の口座振替を希望される場合は、改めて口座振替の手続きを行っていただく必要があります。**

※口座振替は、キャッシュカード（十八・親和・ゆうちょ銀行に限る。）をお持ちであれば、市役所でも手続きできます。(ペイジー口座振替受付サービスといえます。)

■ 保険料の払い戻し(還付)について

死亡、転出などによる資格喪失や所得の変更により保険料が変更となり、納めすぎが発生した場合は保険料を還付します。還付が発生した場合は、必要書類をお送りします。

■ 保険料を滞納すると

納入期限を過ぎると、まず督促状をお送りします。滞納が続くと有効期限の短い保険証（短期被保険者証）になる場合もあり、特別な理由も無く滞納すると差押などの処分を受けることがあります。納付が困難である場合は、長崎市収納課（電話 829-1130）までお早めにご相談ください。**納付忘れにならないために、便利で、確実な口座振替をご利用ください。**

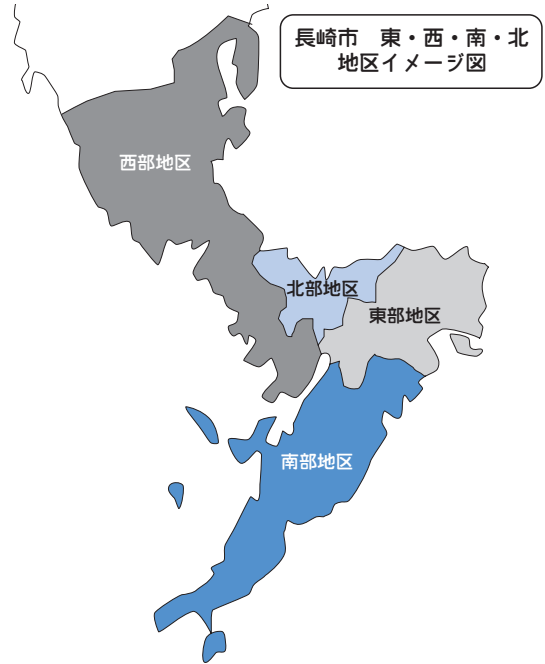
8 1年に1回健康診査を受けましょう

生活習慣病を早期に発見するために4月から翌年3月までの期間に、**無料で1回健康診査を受けられます。** **検査内容：**問診、身体測定、血圧測定、血液検査、尿検査

受診方法：希望する医療機関に予約し、保険証を持参のうえ受診してください。

- * 下記の実施機関以外にも、地区で実施されている集団健診や被爆者健診での同時実施も可能です。
- * お口いきいき健康支援（口腔ケア）も歯医者さんで無料受診できます。申し込み（平成27年12月18日期限）や実施歯科医院については、広域連合または後期高齢者医療室までお問い合わせください。

●平成27年度健康診査 医療機関一覧 (地区ごとに、町名を五十音順で並べています。)



- ★ 予約が必要な場合があります。事前にお電話等で受診できる時間帯をご確認ください。
- ★ がん検診と同時に受診できる場合があります。詳細は広報ながさき4月号折込の『検診特集号』をご覧ください。
- ★ 一覧の医療機関は、年度途中で追加または削除される場合があります。

東 部

町名	医療機関名	電話	町名	医療機関名	電話	町名	医療機関名	電話
愛宕	しながわ内科クリニック	823-2662	興善	長崎腎病院	824-1101	中	杏クリニック婦人科・内科・産科	824-5958
網場	今村整形外科医院	839-1646	五島	あいウーマンズクリニック	818-5318	中	おおつる内科医院	827-1222
油屋	ながさき内科・リウマチ科病院	822-3151	界	右田医院	839-5100	中川	はざま神経内科・内科医院	822-4877
油屋	西田内科胃腸内科医院	826-0982	栄	長崎市医師会医療センター診療所	818-5600	中里	本田内科医院	838-2066
油屋	みやざき内科クリニック	832-2482	栄	松尾内科医院	825-0211	中里	森医院	837-1255
伊勢	浦山クリニック	826-2759	桜	赤司消化器クリニック	827-2161	中里	和仁会病院	839-2051
伊勢	藤樹整形外科	822-1155	桜木	国立長崎病院	823-2261	西山	奥内科医院	822-5355
魚の	北里外科・肛門科クリニック	823-0330	桜馬場	今村内科	822-1438	西山	まわたり内科医院	822-0101
魚の	松崎内科循環器科	811-0222	桜馬場	諏訪の杜クリニック	829-7000	浜	阿部内科循環器科	832-2277
馬	ちひろ内科クリニック	828-0118	桜馬場	横田医院	822-5005	浜	野田消化器クリニック	826-9252
上	岩崎内科	828-5556	桜馬場	吉田医院	822-6817	浜	はまのまちハートクリニック	893-8808
江戸	木下内科医院	822-9266	下西山	せとぐち医院	822-0366	浜	諸熊医院	827-6114
江戸	宮川外科医院	822-5201	下西山	濱辺外科クリニック	827-1799	東	櫻川循環器内科クリニック	833-0001
恵美須	恵美須町病院	824-9131	宿	泉田外科	838-2256	彦見	ひぐち医院	823-1956
恵美須	こもり内科医院	826-0846	宿	川本内科医院	839-8739	古	黒岩医院	821-9618
恵美須	ながさきハートクリニック	818-4199	新大工	古賀脳神経外科	818-6668	古川	中央クリニック	827-5566
大井手	佐藤整形外科医院	823-6511	新大工	ゆきなり・クリニック	823-3330	古川	山本内科医院	822-1081
桶屋	浦クリニック	824-2339	諏訪	高原中央病院	821-1212	万才	天本内科医院	823-8575
桶屋	大坪クリニック	825-0092	田中	おがわクリニック	839-0180	元船	あおぞら内科クリニック	829-2100
かき道	釣船医院	839-9993	田中	東望大久保医院	839-8811	元船	わたべクリニック	827-6811
かき道	富永小児科医院	838-6060	田中	前田内科クリニック	801-5288	矢上	石川内科クリニック	813-3933
鍛冶屋	池辺内科医院	822-1946	田中	元永内科クリニック	838-7337	矢上	岩永内科医院	837-0380
鍛冶屋	福田医院	823-5071	築	サイノオ脳神経外科	895-7717	矢上	千綿病院	839-2121
片淵	黒部医院	822-1590	築	宮城外科医院	827-3333	矢上	牟田医院	837-1301
片淵	白髭内科医院	822-5620	つづが丘	つのだ医院	839-7022	矢上	矢上藤尾大坪外科胃腸科	814-9000
片淵	堀内形成整形外科医院	823-6638	出島	出島病院	822-2323	八幡	牟田内科・循環器科医院	823-6089
勝山	影浦内科医院	823-3555	戸石	大久保病院	830-2131	弥生	中口内科医院	823-6334
金屋	中西内科	820-2350	銅座	あじさいクリニック	893-6000	万屋	有高クリニック	828-3770
樺島	井手外科医院	822-0670	銅座	落内科医院	824-2066	万屋	伊藤デンタルクリニック本院	826-7112
樺島	エキサイ会病院	824-0610	銅座	たかお内科クリニック	811-0077	万屋	小田循環器内科	822-8010
上小島	小森内科クリニック	826-7655	銅座	たじま内科消化器内科	822-0019	万屋	高村内科医院	822-4332
銀屋	山口内科医院	822-0251	銅座	土山内科クリニック	824-5313	万屋	牟田産婦人科	823-7148
麴屋	湊レディースクリニック	822-1103	銅座	まさき内科呼吸器クリニック	801-5908			

西部

町名	医療機関名	電話	町名	医療機関名	電話	町名	医療機関名	電話
飽の浦	三菱長崎病院	828-4823	琴海村松	大石共立病院	884-1111	西海	田浦医院	884-1875
曙	浜崎外科医院	861-6034	琴海村松	すぎやま内科クリニック	814-3322	西海	西谷クリニック	884-3822
旭	岩永クリニック	862-3211	神浦江川	神浦診療所	0959-24-0180	西出津	カリタス診療所	0959-25-1555
畝刈	入江医院	850-6815	小江原	天野内科	894-8800	東立神	牧医院	861-5413
畝刈	田尾内科	850-7070	小江原	小江原中央病院	846-1010	福田本	せいごうクリニック	865-1340
池島	池島診療所	0959-37-2090	小江原	竹下内科医院	847-0707	淵	長崎みなとメディカルセンター成人病センター	861-1111
入船	吉雄医院	861-3042	小江原	にいま整形外科医院	849-5991	弁天	いなさ内科・胃腸クリニック	864-1006
江の浦	有富内科医院	861-1375	小瀬戸	猪狩医院	865-1232	弁天	さかもとクリニック	833-1977
大浜	高島医院	865-1234	小瀬戸	中島医院	865-0123	弁天	林医院	861-6262
大浜	安井内科	865-5858	三京	カリタス西長崎クリニック	840-1813	弁天	平野医院	861-1212
上黒崎	羽野内科	0959-25-1500	下黒崎	日浦病院	0959-25-0039	宝栄	田中外科眼科クリニック	862-6580
京泊	こうの医院	850-6000	竹の久保	中村内科クリニック	864-1234	宝栄	永尾内科医院	861-6769
京泊	さかい循環器内科	850-5551	竹の久保	山口内科・循環器内科	818-1333	水の浦	千々岩医院	861-8318
京泊	長崎新港診療所	850-2822	長浦	朝長医院	885-2722	梁川	奥平外科医院	861-5050
京泊	長谷川医院	850-2000	鳴見台	光風台病院	850-0001	四杖	山崎医院	841-0010
琴海形上	ニュー琴海病院	885-2016	鳴見台	鳴見台中クリニック	814-1171			
琴海形上	飛田内科クリニック	860-7777	西海	雨森内科医院	860-3800			

南部

町名	医療機関名	電話	町名	医療機関名	電話	町名	医療機関名	電話
相生	池田胃腸内科医院	822-7792	小ヶ倉	浜崎内科クリニック	878-7122	戸	古田整形外科医院	878-2992
伊王島	伊王島診療所	898-2300	小ヶ倉	深堀内科医院	878-1182	布巻	桑原医院	892-8500
梅香崎	馬場医院	823-5522	小ヶ倉	藤田外科医院	878-5101	野母	野母崎診療所	893-1100
江川	平松クリニック	878-7727	国分	押淵クリニック	827-2116	晴海台	晴海台クリニック	892-1191
大浦	今村病院	824-2075	新地	糸柳プレストクリニック	832-7000	平山台	大宮医院	879-2222
大浦	大浦診療所	821-1367	新地	大久保医院	823-5996	深堀	たくま医院	871-3478
大浦	木谷医院	822-2964	新地	サイクサ外科医院	824-3193	深堀	長崎記念病院	871-1515
大浦	たかひら内科循環器科	822-3030	新地	せとぐち外科クリニック	822-1105	松が枝	南長崎クリニック	827-3606
大浦	出口外科医院	824-7890	新地	長崎みなとメディカルセンター市民病院	822-3251	松が枝	吉弘医院	824-3303
大浦	長崎おじさい病院(日NTT西日本長崎病院)	828-9777	新地	西じま内科クリニック	821-1182	丸山	小濱産婦人科医院	822-1847
龍	サトウ医院	823-2365	新地	松元クリニック	811-1035	丸山	安中外科・脳神経外科医院	823-4813
龍	十善会病院	821-1214	新戸	はやしだ内科	879-2520	茂木	秋山内科医院	836-0222
龍	森つとむ内科	823-1768	新戸	星子医院	878-5414	茂木	藤井外科医院	836-3233
上戸	上戸町病院	879-0705	ダイヤランド	坂本内科	878-0202	茂木	山田医院	836-1116
上戸	中村内科医院	832-5511	ダイヤランド	ダイヤランドまつぎクリニック	879-2200	柳田	松本循環器内科医院	879-2005
上戸	まつお医院	878-3230	高島	高島診療所	896-2048	畚合	武藤内科医院	823-1822
上戸	三島内科医院	878-2121	田上	粟津外科医院	826-9083	脇岬	おおいクリニック	893-0229
蚊焼	長崎友愛病院	892-0630	田上	田上病院	826-8186			
毛井首	谷口医院	879-0119	為石	おにつか内科・消化器科	892-0823			
香焼	香焼民主診療所	871-0265	鶴見台	原口医院	878-3535			

北部

町名	医療機関名	電話	町名	医療機関名	電話	町名	医療機関名	電話
赤迫	中山クリニック	843-6881	住吉	石丸内科胃腸科医院	849-2282	浜口	たがわ内科	843-8002
油木	油木坂クリニック	845-5314	住吉	江良医院	844-0415	浜口	哲翁内科医院	846-5563
家野	井手内科クリニック	849-3115	住吉	武田内科医院	846-9230	浜口	福田ゆたか外科医院	848-7151
岩川	山田内科	845-0791	住吉	藤瀬クリニック	865-6611	葉山	光晴会病院	857-3533
岩屋	中川外科医院	856-3320	宝	井上病院	843-3777	葉山	のりむらクリニック	855-3911
岩屋	山川内科	801-5858	立岩	新里クリニック城山台	833-1234	平野	井手内科医院	844-0065
上野	平田クリニック	845-6175	千歳	赤澤内科クリニック	845-3000	平野	横瀬医院	845-3121
ミソト製菓	古賀内科循環器科医院	875-8222	千歳	すぎやま内科・消化器科	847-1222	富士見	さとう内科医院	861-1477
扇	はらかわ内科クリニック	870-5512	千歳	やまさ内科医院	844-6913	富士見	つつみ内科クリニック	862-7161
大園	浦野外科医院	856-2970	千歳	山下内科呼吸器科	841-8226	富士見	長崎みどり病院	833-1350
大園	おおの整形外科	857-9933	千歳	吉見内科胃腸科	841-8441	文教	中村小児科	842-2972
大園	前川医院	856-2800	中園	田栗レディースクリニック	844-1977	平和	岩永医院	845-8666
大園	横田医院	857-2406	中園	のぼる内科クリニック	843-1110	平和	くわつか医院	849-1233
大手	みしま内科・消化器内科クリニック	814-0001	中園	古川宮田整形外科内科クリニック	846-0022	平和	橋本消化器クリニック	843-1666
大橋	伊藤クリニック	847-0018	中園	松本産婦人科医院	845-5883	平和	原田医院	844-0594
大橋	井上内科医院	844-5018	中園	諸熊内科医院	846-3535	松山	杉田レディースクリニック	849-3040
大橋	尚生クリニック	848-8246	滑石	麻生外科医院	856-2255	松山	胃腸科もりクリニック	842-7660
岡	下田外科医院	845-3171	滑石	井石内科医院	856-8353	緑が丘	古市外科胃腸科医院	844-5555
川口	清原龍内科	813-0005	滑石	いとう内科医院	856-6010	三原	中嶋クリニック	843-4545
川平	河野内科医院	846-5101	滑石	おくの内科クリニック	855-8750	三原	三原台病院	846-8585
げやき台	しらはま整形外科クリニック	848-1986	滑石	川原内科クリニック	855-3907	三芳	伊藤医院	847-5955
小峰	倉田醫院内科婦人科	843-8211	滑石	じゅうばし内科医院	855-1084	目覚	田島整形外科・外科・クリニック	845-4155
小峰	聖フランシスコ病院	846-1888	滑石	長崎北徳洲会病院	857-3000	目覚	星野内科呼吸器科クリニック	847-2222
幸	山根内科胃腸科医院	823-6769	滑石	滑石まごころクリニック	894-8891	女の都	飛永内科医院	846-8271
坂本	木谷内科循環器クリニック	842-4500	滑石	ひろせ内科	855-4611	茂里	新里クリニック浦上	813-1234
坂本	ヨゼフクリニック	814-0212	虹が丘	虹が丘病院	856-1112	柳谷	山元内科	860-0061
清水	おぐし内科・眼科	849-6565	橋口	たかすぎ内科クリニック	814-0296	横尾	麻生整形外科医院	857-2055
城栄	さくら内科	814-8480	花丘	出口小児科内科医院	844-1079	横尾	飯田内科小児科医院	857-2153
城栄	みどりクリニック	844-7191	花丘	花丘診療所	848-9171	若葉	赤司内科消化器科医院	848-2525
白鳥	宮崎内科医院	845-0312	花園	かわはら内科循環器科	861-6111	若葉	谷川放射線科胃腸科医院	844-0417
城山	やました内科	861-3070	花園	つるた医院	861-2221	若葉	福重外科医院	844-2402

9 こんなときの手続きは

No.	こんなとき	届出に必要なもの
1	一定の障がいのある65歳以上75歳未満のかたが、この制度に加入するとき	・現在加入している医療の保険証・印かん ・国民年金証書、身体障害者手帳、療育手帳、障害年金証書、障害者手帳（精神）など
2	県外から転入してきたとき	・前年中の収入が分かる書類 ・負担区分等証明書・印かん
3	市外へ転出するとき	・保険証 ※ 県外転出の際は印かんも必要
4	生活保護を受けなくなったとき	・保護廃止決定通知書・印かん
5	生活保護を受けるようになったとき	・保険証・保護開始決定通知書・印かん
6	保険証をなくしたとき (再交付)	・身分証明書（市民カード、介護保険証など） ・印かん ※ 代理人の時は代理人の身分証明書も必要
7	死亡したとき ※葬儀を行ったかたに葬祭費(2万円)が支給されます。	・保険証・葬祭を行った証明（会葬御礼等）・葬祭を行った人の預金通帳と印かん
8	高額療養費支給申請	・保険証・支給対象者名義の預金通帳・印かん
9	療養費支給申請（補装具） 医師が必要と認めたコルセットなどの補装具代を全額支払ったとき、自己負担分を除いた額が支給されます。	・保険証・医師の証明書・領収書（明細）・支給対象者名義の預金通帳（本人以外へ支給希望の場合は委任状と代理人の身分証明書）・印かん
10	限度額適用・標準負担額減額認定申請 低所得Ⅱ（区分Ⅱ）の認定証を持っているかたが入院日数90日を超え再申請する場合	・保険証（老齢福祉年金受給者は年金証書） ・印かん ・保険証・印かん・限度額適用 標準負担額減額認定証・入院日数を確認できる書類（領収書など）
11	特定疾病認定申請	・保険証・特定疾病認定意見書・印かん
12	送付先を変更したいとき（長期入院などによる）	・保険証 ※ 代理人の時は代理人の身分証明書も必要
13	交通事故に遭って保険証を使用したとき	直接、後期高齢者医療室までお問合せください。
1～12の手続き場所		後期高齢者医療室（市役所本館2階）/行政センター/支所/地区事務所

※給付の手続きで、被保険者のかたが死亡している場合は、上記の手続きのほかに別途、ご家族から誓約書をいただく場合があります。

10 その他 こんなときも広域連合から給付を受けることができます!!

- ① 旅行先で保険証の提示をせず病院などの窓口で医療費を全額負担したとき。
- ② 医師の指示で、緊急、かつ、やむを得ず重病人の入院や転院などの移送（他に手段がない離島での船舶による移送など）に費用がかかったとき。
- ③ 保険診療外のはり、きゅうの施術を受けたとき。
- ④ 在宅診療を受ける必要があると医師が認め、訪問看護ステーションなどを利用したとき。

=お問い合わせはこちらへ=

長崎市後期高齢者医療室 (☎095-829-1139)

長崎県後期高齢者医療広域連合 (☎095-816-3930)

**信じない!!
誘導されない!!
操作しない!!**

多発する還付金詐欺にご注意を!!

医療費などの還付があると偽り、電話で誘導したATMで預金通帳やキャッシュカードから指定口座に現金を振り込ませるといった悪質な手口が、全国的に後を絶ちません。不審に感じたら、まずは、いったん、電話を切ってから後期高齢者医療室までご連絡ください。